

外国籍の選手について

■外国籍の選手登録は地域は登録2名コート1名。他のカテゴリーは登録は無制限とします。

オープン・オーバーエイジ・エンジョイの外国人登録の制限は各都道府県の裁量に任せますが、最低2名の外国人登録枠を認めてください。（オンザコート制限は設けない）

JBA基本規程 第110条〔外国籍選手の登録〕に準じます。

- 日本と在籍国間の相互免除により査証を有しない外国籍選手および観光査証により来日している外国籍選手は登録できません。
- 日本国籍を持たなくとも「教育基本法」「学校教育法」で定める日本での小学校教育及び、中学校教育・中等教育学校の前期部分（義務教育）を修了したものは、日本人選手と同等とみなします。
- 留学生は外国人選手とする。
- 各都道府県社会人連盟および協会は外国籍選手に関しては下記を確認してください。
 - (1) 入国および滞在を証明する入国査証等の写し
 - (2) 入国および滞在を証明する入国査証等の写しの確認が困難時は宣誓書を確認する

外国籍選手の必要書類について

新システムでは登録時に必要な書類をシステム上にアップロードすることになります。

※アップロードできるだけで連盟の担当者が承認などのコントロールはできませんが、担当者が簡単に確認できるようになります。

各都道府県連盟の登録責任者は**外国籍選手の必要書類**をTEAM-JBAで必ず確認して下さい。